

平成 31 年度 下水道事業会計予算

平成31年度 春日市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度春日市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | |
|--------------------|--------------------------|
| (1) 年間有収水量 | 9,284,000 m ³ |
| (2) 処理戸数 | 47,952 戸 |
| (3) 主要な建設改良事業 | |
| (ア) 公共下水道管渠等築造及び改良 | 855,911 千円 |
| (イ) 流域下水道建設改良費負担 | 93,903 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| | 収 | 入 | |
|-------------|---|---|--------------|
| 第1款 下水道事業収益 | | | 2,373,953 千円 |
| 第1項 営業収益 | | | 1,822,934 千円 |
| 第2項 営業外収益 | | | 411,715 千円 |
| 第3項 特別利益 | | | 139,304 千円 |

| | 支 | 出 |
|-------------|---|--------------|
| 第2款 下水道事業費用 | | 1,858,840 千円 |
| 第1項 営業費用 | | 1,636,005 千円 |
| 第2項 営業外費用 | | 213,908 千円 |
| 第3項 特別損失 | | 7,927 千円 |
| 第4項 予備費 | | 1,000 千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 946,981千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 74,852千円、減債積立金 351,076千円、過年度分損益勘定留保資金 472,300千円及び当年度分損益勘定留保資金 48,753千円で補填するものとする。)

| | 収 | 入 |
|----------------|---|--------------|
| 第3款 下水道事業資本的収入 | | 1,223,384 千円 |
| 第1項 企業債 | | 1,118,800 千円 |
| 第2項 負担金 | | 29,102 千円 |
| 第3項 補助金 | | 75,482 千円 |
| | 支 | 出 |
| 第4款 下水道事業資本的支出 | | 2,170,365 千円 |
| 第1項 建設改良費 | | 949,927 千円 |
| 第2項 借入金償還金 | | 1,220,438 千円 |

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|------------------|---------------|-------|--|---|
| 公共下水道事業債 | 千円 775,800 | 証書借入 | 年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 据置期間を含めて40年以内に、元利均等その他の方法により償還するものとする。ただし、繰上償還、償還年限の短縮及び低利債への借換をすることができるものとする。 借入先の融資条件がある場合は、それに従う。 |
| 流域下水道事業債 | 93,400 | | | |
| 下水道事業 資本費平準化債 | 249,600 | | | |

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

| | |
|-------|-----------|
| 職員給与費 | 78,197 千円 |
|-------|-----------|

(他会計からの補助金)

第8条 下水道事業経営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、152,786千円である。

平成31年2月25日提出

春日市長 井上澄和

